

広告掲載基準

総務企画課

1 広告掲載の範囲

呉市水道局広告掲載取扱要綱（平成17年8月8日実施）第3条11号に規定する広告を掲載することが適当でないものは、次に掲げるものとする。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 内容が不明確なもの
- (3) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - ア 編集記事との区別がつきにくい紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの
 - イ 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの
- (4) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとするもの
- (5) 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
- (6) 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示及び確実な事実の裏付けのないもの
- (7) 事実でないのに、政府、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの若しくは企業や団体が、広告主を支持又はその商品やサービスなどを推奨あるいは保証しているかのような表現のもの
- (8) 債権の取立て又は示談引受けなどをうたったもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、市民を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- (10) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの又は基本的人権を侵害したり差別を助長する表現のもの
- (11) 氏名、写真、談話、商標及び著作物などを無断で使用したもの
- (12) 国内外の皇室、王室又は元首若しくは国旗又は国際機関などの標章、標語及び呼称などを無断で使用したもの
- (13) オリンピック、国際的な博覧会若しくは大会又は国際機関などの標章、標語及び呼称などを無断で使用したもの
- (14) アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者若しくは役員の氏名又は写真などを利用したもの
- (15) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (16) 講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容及び施設が不明確なもの
- (17) 団体などの会員及び社員・従業員などの人事並びに求人などの募集に関するもの

- (18) 金銭消費貸借，クレジット又はローンに関するもの。ただし，国，政府関係機関，地方公共団体及びこれに類するものが行うものは，除く
- (19) 元本が保証されていない金融商品に関するもの
- (20) 商品先物取引業，抵当証券業，投資顧問業に関するもの
- (21) 個人の慶弔に関するもの
- (22) 広告の依頼主の代表者などの写真を含むもの
- (23) 通信販売及び訪問販売に関するもの
- (24) 不動産の売買及び貸借に関するもの。ただし，政府，政府関係機関，地方公共団体及びこれらに類するものが行うものは除く。
- (25) 寄付金又は募金を募集するもので，法律又は条例で定められていないもの又は許可を受けていないもの
- (26) 企業ぐるみの犯罪と広く報道されている会社の広告
- (27) 暴力団や暴力関係者と深い関係（交友関係も含む。）がある会社の広告
- (28) 市内外で，マルチ商法，マルチまがい商法，キャッチセールス，アポイントセールス，S F 商法（催眠商法）などやこれに類似する方法で販売された商品及びこれらを行った広告主の広告
- (29) 消費生活センターなど，市内外の公的機関に苦情があり，紛争となっていたり，マスコミ（報道機関）で問題となっている会社の広告
- (30) 広報誌の性格上，影響が多大なもの，疑義があるもの

2 広告の表現について

呉市水道局ホームページに広告を掲載するに当たっては，その広告表現について，要綱に定めるもののほか，ページデザイン及びユーザビリティを保持するため，次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は，閲覧者の意思に反した動きをしたり，閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため，使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) G I F アニメーションの使用

G I F アニメーションを用いる場合は，閲覧者に不快感を与えないようにするため，次のとおりとする。

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用することができない。

イ バナー広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。

ウ その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。

(3) 呉市水道局ホームページとの差別化

閲覧者が呉市水道局ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が呉市水道局の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(4) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(5) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること。

イ 呉市水道局ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。

ウ 呉市水道局ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。

付 則

この基準は、平成17年10月5日から実施する。

付 則

この基準は、平成21年1月13日から実施する

付 則

この基準は、平成21年4月1日から実施する。